

福井市農のU・Iターン促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市農のU・Iターン促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本市での就業に興味を持ったU・Iターン者を確保し育成するため、本市の就業者との意見交換、現地見学会等（以下「見学会等」という。）に参加する参加者の交通費及び宿泊費の一部を助成する。

(補助対象者)

第3条 事業対象者は、本市で農業への就業を希望する福井県外に住む60歳未満の者で、本市が開催する見学会等に参加するもの。

2 事業対象者は、本市以外から同様の趣旨の補助金の交付を受けていてはならない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、事業対象者が見学会等に参加するためにかかる往復交通費及び宿泊費とする。ただし、次の各号に掲げる費用については、補助対象外とする。

(1) 前泊及び後泊に係る費用

(2) その他対象経費として適当でないと市長が判断するもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、市長が定める期日までに、交付申請書（様式第1号）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定により交付決定通知書（様式第2号）を当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、市長に変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、事業内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに変更交付決定通知書（様式第2号（2））をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するもの

とする。

(完了実績報告)

第9条 申請者は、事業が完了したときは、規則第11条の規定により、当該年度内に完了実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 宿泊費が分かる資料。

(2) その他市長が必要と認めるもの。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要ないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(関係図書の保存)

第12条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条第1項関係）

対象経費

（1）往復交通費

交付対象者の住所のある都道府県	補助金の額
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	12,000円
埼玉県、東京都、神奈川県及び新潟県	11,000円
島根県及び香川県	10,000円
群馬県、岡山県及び徳島県	9,000円
静岡県及び和歌山県	8,000円
山梨県及び鳥取県	7,000円
長野県、大阪府及び兵庫県	6,000円
三重県及び奈良県	5,000円
富山県、愛知県、滋賀県及び京都府	4,000円
岐阜県	3,000円
石川県	2,000円

（2）宿泊費

宿泊費	補助金の額
福井市内の宿泊施設での宿泊費。 なお、県外からの申請者に限り支給する。	1泊あたり5,000円 を上限とする。

様式第 1 号

年 月 日

福井市長 様

申請者

住 所	〒	—
ふりがな 氏 名		
電話番号	()	
E-mail		

年度福井市農のU・Iターン促進補助金交付申請書

みだしの事業を下記のとおり実施したいので、福井市農のU・Iターン促進補助金交付要綱第6条により、 円を交付されるよう申請します。

記

①交通費の交付申請額※1	円
②宿泊費の交付申請額※2	円 ※1泊あたり5,000円を上限とする ☐ なし
③見学予定日	年 月 日～ 年 月 日
交付申請額 (①+②)	円
本市以外から同様の補助を受けているか	有 無

※1 交通費の交付申請額は以下の料金表から算出すること。

申請者の住所のある都道府県	補助金の額
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	12,000円
埼玉県、東京都、神奈川県及び新潟県	11,000円
島根県及び香川県	10,000円
群馬県、岡山県及び徳島県	9,000円
静岡県及び和歌山県	8,000円
山梨県及び鳥取県	7,000円
長野県、大阪府及び兵庫県	6,000円
三重県及び奈良県	5,000円
富山県、愛知県、滋賀県及び京都府	4,000円
岐阜県	3,000円
石川県	2,000円

※2 1泊2日の日程で参加し、福井市内の宿泊施設に宿泊した場合に限る。なお、前泊及び後泊は対象外とする。

【添付書類】

(1) 身分証明書等のコピー

(氏名、住所、生年月日がわかる書類：運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード(顔写真付き))

(2) 宿泊費が分かる資料

(3) その他市長が必要と認めるもの

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった 年度福井市農のU・I ターン促進
補助金の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）第
4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により
通知する。

年 月 日

福井市長

記

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下『補助事業』という。）は、
年 月 日付で申請のあった 年度福井市農のU・I ターン促進補助
金とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2 補助金等の額は、次のとおりとする。

補助金等の額 円

3 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、市長の承認を受けなけれ
ばならない。

（1）補助事業の内容を変更（軽微な変更(20%未満)を除く。）するとき。

（2）補助事業を中止し、又は廃止するとき。

4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の
遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなけれ
ばならない。

5 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備
え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の
翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

6 補助事業等の交付を受けたものが、次の各号に該当する場合は、補助金等の全部若
しくは一部の返還を命ずることがある。

（1）福井市補助金等交付規則に違反したとき。

（2）補助金等の使途及び経理の状況について不明瞭と認められたとき。

7 補助金等について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

様式第2号（2）

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった 年度福井市農のU・Iターン促進補助金の事業内容の変更については、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）第6条の規定による、 年 月 日付け福井市指令 第号の交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、 年 月 日付で申請のあった 年度福井市農のU・Iターン促進補助金とし、その内容は変更申請書記載のとおりとする。
- 2 変更前の交付決定額 円
- 3 変更後の交付決定額 円
- 4 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - （1）補助事業の内容を変更（軽微な変更（20%未満）を除く。）するとき。
 - （2）補助事業を中止し、又は廃止するとき。
- 5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。
- 7 補助事業等の交付を受けたものが、次の各号に該当する場合は、補助金等の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
 - （1）福井市補助金等交付規則に違反したとき。
 - （2）補助金等の使途及び経理の状況について不明瞭と認められたとき。
- 8 補助金等について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

様式第 3 号

年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市農のU・I ターン促進補助金
変更承認申請書

年 月 日付け福井市指令 第 号で交付の決定を受けた 年度福井市農のU・I ターン促進補助金事業を下記のとおり変更したいので、福井市農のU・I ターン促進補助金交付要綱第7条の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

福井市長 様

住所
氏名

年度福井市農のU・I ターン促進補助金完了実績報告書

年度において福井市農のU・I ターン促進補助金事業を実施したので福井市農のU・I ターン促進補助金交付要綱第8条の規定に基づき報告します。

記

①交通費の交付決定額	円
②宿泊費の交付決定額	円 ※1泊あたり5,000円を上限とする ☐ なし
③見学日	年 月 日～ 年 月 日
交付決定額 (①+②)	円

【添付書類】

- (1) 宿泊料が分かるもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの

福井市指令農第 号

住所

名前

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定をした 年度福井市農のU・I ターン促進補助金については、福井市農のU・I ターン促進補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

請 求 書

年度福井市農のU・I ターン促進補助金

交付確定額 円

今回請求額 円

上記のとおり補助金を請求する。

福井市長 様

年 月 日

住所

氏名 印

<振込先>

銀行・信用金庫・農業協同組合・信用組合(該当に○)

☐ 本店 ☐ () 支店

口座番号	☐ 普通 ☐ 当座							
フリガナ								
口座名義								